



特集 ドクターヘリ・救急救命士処置拡大



救急救命士処置拡大

平成26年4月1日に救急救命士法施行規則の一部が改正され、救急救命士が行うことができる処置が拡大されました。これを受けて、東山梨消防本部でも運用を開始しております。

【拡大される救急救命処置】

- 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液
血圧が低下して、心臓が停止する危険性があるショック状態の人や、長時間にわたり狭い空間や機械等に身体が挟まれていた人に対して点滴を行います。
- 血糖値測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与
低血糖性の意識障害の可能性のある人に対して血糖値の測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。

心肺機能停止前輸液



血糖値測定

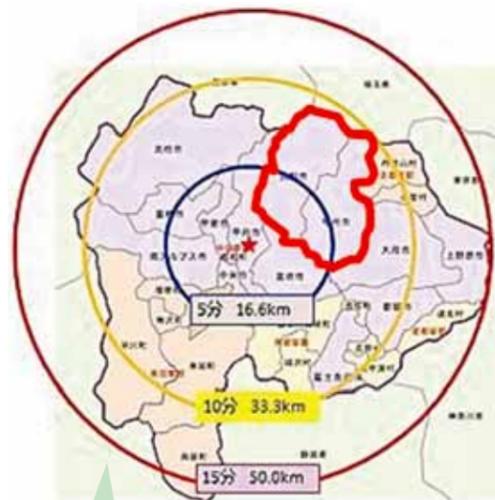


期待される効果



これまで、救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行うことができる処置は、心肺機能停止後の傷病者に対する処置に限られていましたが、心肺機能停止前の重度傷病者に対して早期に処置ができることで、救命効果の向上につながることが期待されています。

山梨県ドクターヘリ



県立中央病院から概ね15分以内で県内全域をカバーします。

山梨県は、周囲を山々に囲まれ、また、交通網が十分に整備されていない地域もあることから、これらの地域からの緊急搬送には救急車で30分以上の時間を要するところも多くあります。

ドクターヘリで県立中央病院から医師を派遣すること等により、救急現場においては治療開始時間が短縮できるとともに、病院間搬送においては、搬送時間の短縮が可能となります。

この結果、ドクターヘリにより、次の効果が期待できます。

- ・救命率の向上
- ・遠隔地の救急医療の向上
- ・後遺症の軽減
- ・災害発生時の緊急対応

※ドクターヘリが離着陸する場合は、その場に近づかないようにし、プロペラの回転により、小石や砂ぼこりが発生しますが、救命のためご理解、ご協力をお願いいたします。

※夜間はドクターヘリが出場できないため、ドクターカーでの対応となります。

